平成２４年（フ）第２１２７号
福岡県大野城市若草４丁目３番14号リヴィエールＫ111号
債務者　野中有加里
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１３６号
福岡市南区鶴田４丁目42番17号
債務者　本坂ちえみ
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１４８号
福岡市博多区竹下４丁目１番36―103号
債務者　川崎　慶次
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１６３号
福岡市中央区六本松２丁目12番６―404号
債務者　田村　光平
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１７６号
福岡市博多区博多駅南２丁目10番35号
債務者　八島　王彦
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１７７号
福岡市博多区神屋町３番18号
債務者　増田　悦子
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１７９号
福岡市東区香椎駅東４丁目27番７―103号
債務者　今村　美紀
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１８６号
福岡市東区和白丘２丁目14番42号
債務者　田中　俊晴
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１８７号
福岡市南区野間１丁目６番31号
債務者　山崎　民代
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１９８号
福岡市南区塩原３丁目16番７―501号
債務者　江口　洋介
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２０４号
福岡市西区拾六町４丁目19番27号
債務者　永野　文惠
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２０９号
福岡県春日市岡本１丁目33番地１ディナスティ101号
債務者　木島　弘行
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２１０号
福岡県春日市岡本１丁目33番地１ディナスティ101号
債務者　木島　悦子
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２２０号
福岡県古賀市今在家373番地２
債務者　安武　弘枝
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２２１号
福岡市南区鶴田４丁目42番17号
債務者　本坂　明仁
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２３５号
福岡市中央区大宮１丁目３番26―303号
債務者　内村　章吾
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２４２号
福岡市早良区田隈３丁目５番30号
債務者　江上　健次
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２４３号
福岡市博多区博多駅南３丁目９番10―808号
債務者　野口　　章
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部